

No. 4  
近畿地方整備局  
事業評価監視委員会  
(平成20年度第2回)

## 淀川河川公園

平成20年11月11日

国土交通省近畿地方整備局

# 目 次

I.	事業の概要	.....	p 1
1.	淀川河川公園の設置の経緯	.....	p 1
2.	淀川河川公園の概要	.....	p 2
3.	淀川河川公園の今後の事業展開	.....	p 5
II.	事業の必要性等	.....	p 9
1.	事業を巡る社会経済情勢等の変化	.....	p 9
1) 利用圏域内人口等社会経済情勢の変化	.....	p 9	
2) 上位計画の変更	.....	p 10	
2.	事業の投資効果	.....	p 12
1) 淀川河川公園の利用状況	.....	p 12	
2) 費用便益の算定	.....	p 13	
(1) 淀川河川公園の費用便益比算定の手法	.....	p 13	
(2) 直接利用価値の計測（旅行費用法）	.....	p 14	
(3) 間接利用価値の算定（効用関数法）	.....	p 15	
(4) 費用便益比間接利用価値の算出	.....	p 15	
3.	事業の進捗状況	.....	p 16
1) 事業の執行額	.....	p 16	
2) 事業の経緯	.....	p 16	
3) 供用面積及びその推移	.....	p 17	
III.	事業の進捗の見込	.....	p 18
IV.	コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	.....	p 19
1.	コスト縮減の可能性	.....	p 19
2.	代替案立案の可能性	.....	p 20
V.	対応方針（原案）	.....	p 21

## I. 事業概要

### 1. 淀川河川公園の設置の経緯

戦後、昭和28年の洪水をはじめ増水が相次いだことや、淀川流域の人口・資産が増大したことなどを踏まえて昭和46年（1971）に行われた『淀川水系工事実施基本計画』の計画高水流量の改訂に合わせ、淀川下流での河道改修に伴い河川敷の整備が行われることとなりました。

人口・資産の集中による生活環境の悪化などの状況のもと公共の緑地を求める声が強くなる中で、国民の体力づくりの機運の高まりや都市の過密化による土地不足の深刻化を背景として、河川敷の公共利用をある程度認める河川敷地占用許可準則が制定されていたことも相まって、広大な河川敷を河川公園として住民に開放するため、昭和47年に淀川河川公園の整備を始めました。そして、昭和50年（1975）には『淀川河川公園基本計画』が策定されました。

昭和48年の太閤、八雲、外島地区の3地区の供用開始以降、順次整備を進め、平成19年度末時点では、40地区、225.7haが供用され、年間約500万人が、淀川河川公園において様々ななかたちでレクリエーションを楽しむようになりました。

また、昭和47年の整備から30年以上を経て、その間で行われた環境基本法の制定や河川法の改正など環境に対する関心の高まり、市民参加や良好な景観形成と歴史的文化的資産保全の機運の高まりなどの淀川河川公園をめぐる状況の変化を踏まえ、平成20年8月には、『淀川河川公園基本計画』を抜本的に見直し、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくりを目指して、改定を行いました。

今後は、新しい基本計画に基づいて、河川環境の保全と利用の調和を基調とした公園づくりを進めていくこととしています。

### 昭和46年 淀川水系工事実施基本計画の改訂

→淀川下流の河道改修による広大な河川敷の発生

- 
- ◆人口・資産の集中による生活環境の悪化
  - ◆国民の体力づくりの機運の高まり
  - ◆河川敷の公共利用の推進

### 昭和47年 淀川河川公園の設置

----- 約30年が経過 -----

環境保全への関心の高まりなどの社会情勢の変化

淀川の生物の生息・生育環境の劣化などの自然環境の変化

景観、歴史・文化、自然学習等の利用面でのニーズの変化

基本計画を改定

（平成20年8月）

### 新しい基本方針

「河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にした公園にする」という認識のもとで、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくりを目指す。

## 2. 淀川河川公園の概要

淀川河川公園は、宇治川、木津川、桂川が合わさり淀川となる三川合流部（京都府）から河口部（大阪府）の延長約37kmの左右岸に位置し、広く他府県まで利用圏を持ち、一の都府県を超えるような広域の見地から設置するイ号国営公園です。

一般的の交通機関による到達距離が、200kmを超えない土地の区域を誘致区域とし、概ね300ha以上の規模を標準として、設置されるもので、近畿地方整備局では、淀川河川公園以外では、兵庫県に明石海峡公園が設置されています。



事業着手	昭和47年度
工事着手	昭和47年度
供用開始	昭和48年度
供用面積	225.7ha (H20.11.1現在)

全体計画面積* : 1,216ha	
大阪府域 : 1,053.5ha	
大阪市	235.8ha
守口市	64.9ha
寝屋川市	57.0ha
枚方市	301.2ha
摂津市	61.0ha
高槻市	281.2ha
島本町	52.4ha
京都府域 : 162.7ha	
八幡市	101.8ha
大山崎町	60.9ha

## ※淀川河川公園基本計画 (平成20年8月)



## ○国営公園とは

国営公園は、国の設置する营造物公園である都市公園で、現在全国で17箇所が事業化されています。そのうち16箇所が供用開始されています。

国営公園は、その設置の趣旨から次の2種類に分類されます。（都市公園法第2条第1項）

### Ⅰ号国営公園

一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（災害時に広域的な災害救援活動の拠点となるものとして国が設置する都市公園と、国が設置するその他の都市公園に分けられています。）

### Ⅱ号国営公園

国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用をはかるため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

## 全国の国営公園



## 主な開園地区

八雲地区（大阪府守口市）  
昭和48年開園 既開園面積2.2ha



外島地区（大阪府守口市）  
昭和48年開園 既開園面積2.6ha



大塚地区（大阪府高槻市）  
昭和50年開園 既開園面積19.5ha



背割堤地区（京都府八幡市）  
平成元年開園 既開園面積11.1ha



枚方地区（大阪府枚方市）  
平成9年開園 既開園面積28.8ha



鳥飼サービスセンター（大阪府摂津市）  
平成8年設置



### 3. 淀川河川公園の今後の事業展開

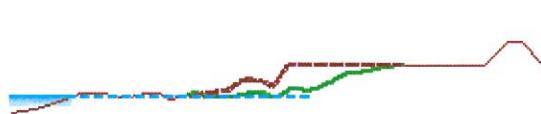
#### 1) 公園づくり

##### (1) ゾーニング計画の新規設定

これまで河川敷を分断するように設定されていた地区区分を改め、淀川特有の自然環境が縦断及び横断方向に連続するよう新たにゾーニングを設定しました。



ゾーニング横断図（模式図）



ゾーニング縦断図（模式図）

##### (2) 淀川の自然環境の保全・再生に向けた取り組み

改定計画では、河川の横断及び縦断方向に、自然環境が連続し、生態系のネットワークが保全・再生されるよう河川形状の修復を図っていきます。



芥川地区



わんど再生イメージ

##### (3) 淀川らしい利用の推進

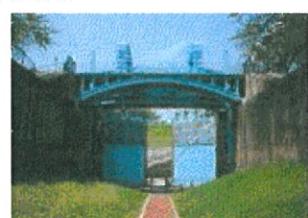
自然環境を次世代に引き継ぐことを念頭に、自然環境の保全・再生と利用との調和を図ります。



水辺の風景が楽しめるよう、散策・サイクリング等で淀川全体をつなぎつつ、周辺のまちづくりとも連携し、まちと淀川をつなぐ取り組みを実施します。

##### (4) 淀川にまつわる歴史・文化資源の活用

渡しや舟運、旧毛馬閘門、三川合流部など、淀川にまつわる歴史・文化に関する資源を活かします。



毛馬閘門



三川合流部

## 2) 公園の管理・運営

### (1) 自然環境の保全・再生に関する調査・分析と見直しの実施

自然環境の保全・再生状況や利用状況を調査分析し、整備・管理運営に反映します。



三島江地区切り下げ実験区

### (2) 淀川にふれ、学ぶための機会を増やします

淀川とその周辺の歴史文化や自然環境などを学ぶ利用プログラム等を実施します。

### (3) 多様な主体の参加と連携を図ります

地域に親しまれ、淀川と人とのつながりをより深めるため、多様な主体からなる地域協議会（仮称）をブロック毎に設置し、その意見を公園計画の検討、整備及び管理運営に反映します。



また、淀川全体の基本計画やゾーニング計画などの点検を行う全体協議会を設置し、多様な主体と連携を図ります。

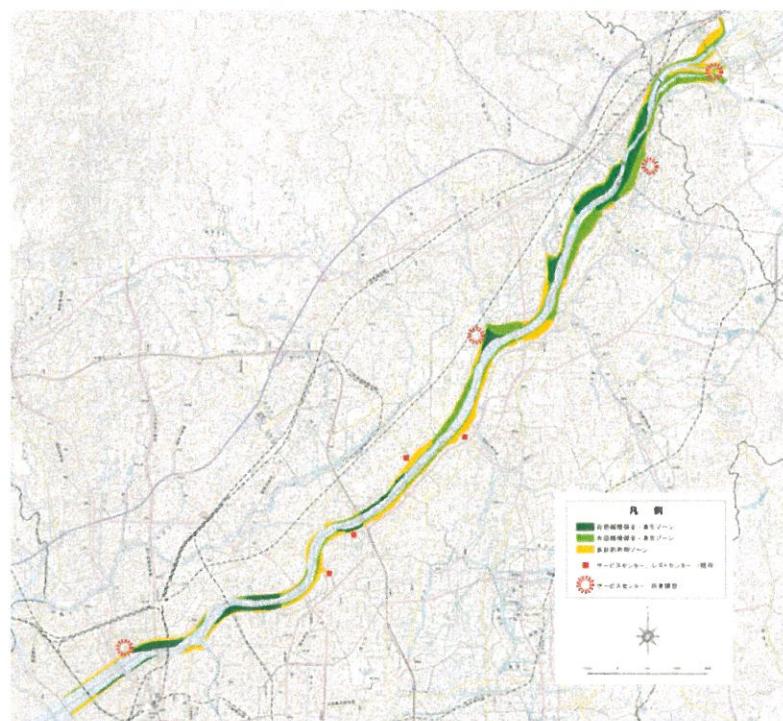
### 3) 今後の事業展開

- ・平成19年度末までの事業費の投資額は213億円であり、新たな基本計画に基づく全体事業費418億円に対し、執行率は、51.0%となっています。
- ・新たな基本計画に基づく計画面積1,216haに対し、既供用面積は、約226haであり、供用面積率は18.6%となっています。
- ・未供用面積約990haの約80%は、「水辺環境保全・再生ゾーン」及び「自然環境保全・再生ゾーン」であり、自然環境の保全・再生、環境学習の場として、自然観察や体験学習等の必要性に基づいて、河川の整備に併せ、必要最小限の整備を行います。また、約20%は、「多目的利用ゾーン」で、様々な遊びやイベント、運動など多目的な利用ができる場として整備します。
- ・休憩、飲食、展望、自然環境学習の場等として、4箇所のサービスセンターの設置に向けた検討を行います。

各ゾーンの面積及び構成比

ゾーン名称	計画面積		供用面積		未供用面積	
	面積 (ha)	構成比	面積 (ha)	構成比	面積 (ha)	構成比
自然環境保全・再生ゾーン	273	22%	3	0.2%	270	22.2%
水辺環境保全・再生ゾーン	569	47%	44	3.6%	525	43.2%
多目的利用ゾーン（緩衝帯を含む）	374	31%	179	14.8%	195	16.0%
合 計	1,216	100%	226	18.6%	990	81.4%

【ゾーニング計画図】



## (1) 自然環境の保全と再生

今後、いくつかの地区で河川事業と連携して、切り下げ等による自然環境の再生に関する実験・モニタリングを実施するとともに、利用のあり方が自然環境に与える影響などについての調査・検討を実施し、学識経験者や地元等の意見を聴きながら、自然環境学習等の内容や時期を含め、良好な自然環境が残されている箇所を公園として利用していくためのルール・体制づくりを進めます。

また、水辺の利用には危険性があることから、公園として供用していくために、利用者の安全を確保していくための立入防止柵のあり方や利用ルールの周知方法などについても検討を行っていきます。



鶴殿のヨシ原



城北のわんど

## (2) 淀川らしい利用の推進

淀川にまつわる歴史・文化に関する資源の活用として、桂川、宇治川、木津川の三本の川が合流して淀川になる三川合流域において、歴史の再発見や水辺の環境学習などを中心に、地域間交流などの推進に寄与するよう地元市町村等と連携をしながら、公園づくりを推進していきます。



三川合流部

## II. 事業の必要性等

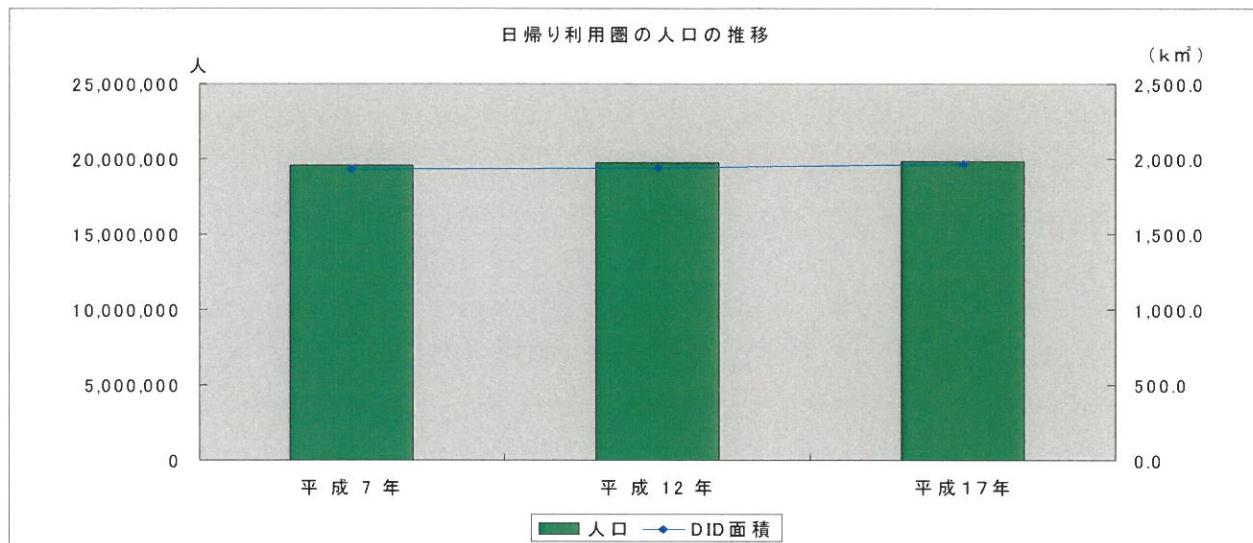
### 1. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

#### 1) 利用圏域内人口等社会経済情勢の変化

当公園の日帰り利用圏域における人口の推移を見ると、総体として横ばいであり、淀川河川公園事業の必要性に大きな変化は見られません。

また、最近の10年間においては、特に京滋バイパス、近畿自動車道名古屋神戸線等の新たな高速道路の延伸や接続が見られます。

##### (1) 日帰り利用圏域の人口の推移



##### (2) 日帰り利用圏域を有する府県の人口、DID人口、DID面積の推移

府県名	国勢調査報告								
	平成 7 年			平成 12 年			平成 17 年		
	人口 (人)	DID人口 (人)	DID面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	DID人口 (人)	DID面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	DID人口 (人)	DID面積 (km <sup>2</sup> )
滋賀県	1,287,005	483,897	85.0	1,342,832	566,753	97.4	1,380,361	614,213	102.4
京都府	2,629,592	2,149,764	256.6	2,644,391	2,154,803	254.9	2,647,660	2,162,239	257.5
大阪府	8,797,268	8,422,678	899.6	8,805,081	8,423,929	898.0	8,817,166	8,440,272	901.9
兵庫県	5,401,877	3,962,383	549.6	5,550,574	4,122,163	557.7	5,590,601	4,197,768	563.0
奈良県	1,430,862	890,702	138.5	1,442,795	908,069	137.0	1,421,310	908,374	140.4
合計	19,546,604	15,909,424	1,929.3	19,785,673	16,175,717	1,945.0	19,857,098	16,322,866	1,965.3

## 2) 上位計画の変更

淀川河川公園事業の上位計画としては、近畿圏整備計画（近畿圏整備法）、現在策定中の淀川水系河川整備計画（河川法）がありますが、ともに、本事業が位置づけられています。

### 近畿圏整備法（昭和三十八年七月十日法律第百二十九号）

#### 第一条 目的

この法律は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。

#### 第二条 定義

この法律で「近畿圏」とは、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域（政令で定める区域を除く。）を一体とした広域をいう。

2 この法律で「近畿圏整備計画」とは、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るために必要な近畿圏の整備及び開発に関する計画をいう。

### 第5次近畿圏整備計画（平成12年3月30日内閣総理大臣決定）

#### 第2部 施設計画及び区域の指定..

##### 第1章 施設計画..

###### 20. 都市公園

① (省略)

② 国営公園については、一の府県の範囲を超えるような広域の見地から設置する公園として、淀川河川公園、国営木曽三川公園、国営明石海峡公園、我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する公園として、国営飛鳥歴史公園の整備を進める。

## 淀川水系河川整備計画（策定中）

### 4. 河川整備の方針と具体的な整備内容

#### 4.7. 関連施策

##### 4.7.1. 淀川河川公園

「淀川河川公園基本計画改定委員会」の議論を経て策定された「淀川河川公園基本計画」に基づき公園整備等を実施する。

これからの中長期的な淀川河川公園は「河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にした公園にする」という認識のもとで、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくりを以下の基本方針により実施する。

###### (1) 整備方針

- 1) 淀川の自然環境が縦断及び横断的に連続するようゾーニング計画を新たに定める
- 2) 淀川の自然環境の保全・再生を図る
- 3) 淀川らしい利用ができるようにする
  - ①淀川の自然環境と利用との調和を図る
  - ②淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる
  - ③淀川全体をつなぐ・まちと淀川をつなぐ
  - ④淀川の水辺の景観を楽しめる場をつくる
- 4) 淀川にまつわる歴史・文化資源を活かす

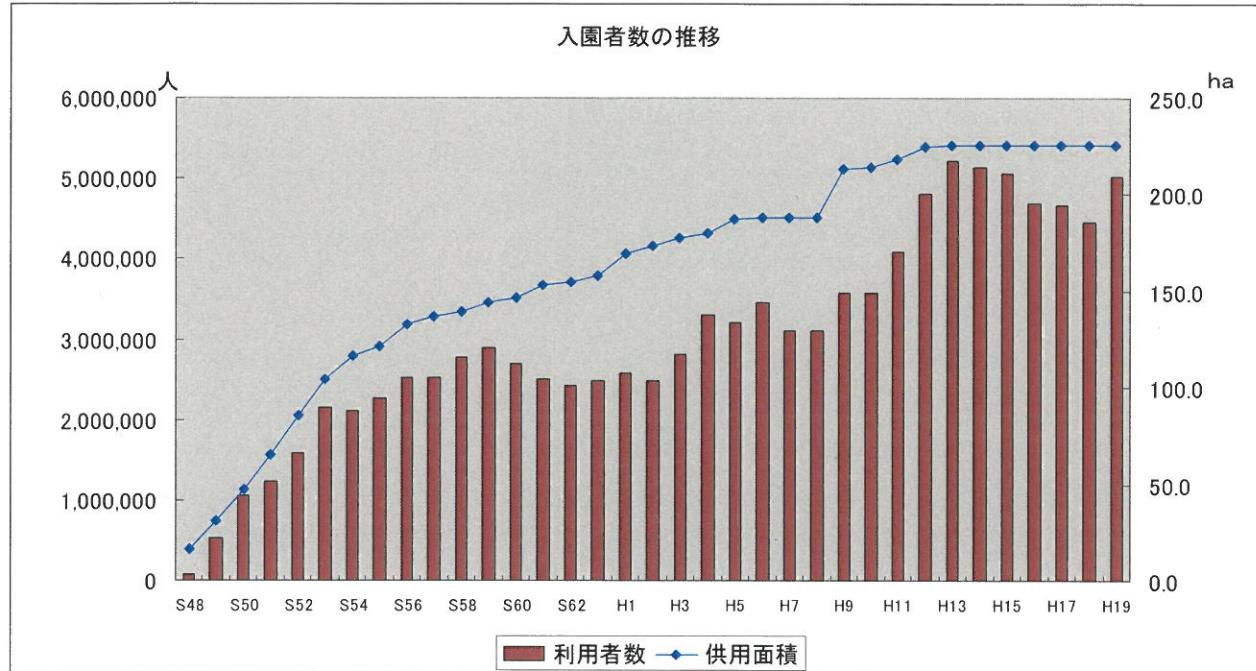
###### (2) 管理運営方針

- 1) 淀川の自然環境の保全・再生に関する調査・分析と見直しを行う
- 2) 安全、快適に利用できるようにする
- 3) 淀川にふれ、学ぶための機会を増やす
- 4) 多様な主体の参加と連携を図る

## 2. 事業の投資効果

### 1) 淀川河川公園の利用状況

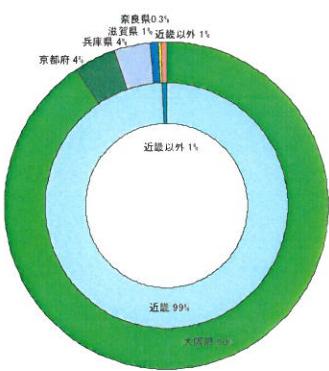
近年の利用者数は約500万人で、前回評価時（平成10年）の約360万人から着実に増加しています。



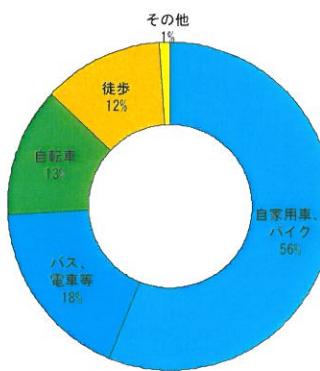
#### ■利用者数の算定方法

淀川河川公園を実際に利用している人数を、各地区において2時間毎に巡回員が計測し、積み上げを行っています。

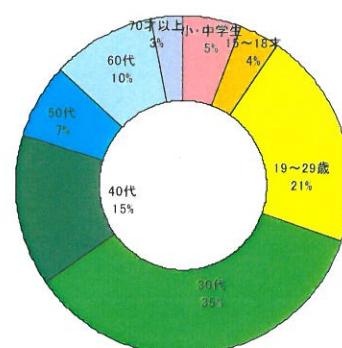
- 近年、公園利用者に対して実施したアンケート<sup>\*</sup>によると、利用者の99%は、近畿圏から訪れており、大阪府からの来園者が全体の約90%を占めていますが、京都府、兵庫県、滋賀県等からも来園者があります。
- 公園利用者の利用交通機関は、約55%が自家用車・バイク、約30%が徒歩又は自転車、約20%がバス・鉄道などの公共交通機関となっています。



【利用者の居住地】



【交通手段】



【年齢層】

\*平成19年11月に「枚方地区」「西中島地区」の2地区で聞き取り調査を実施。有効票数714票

## 2) 費用便益の算定

### (1) 淀川河川公園の費用便益比算定の手法

都市公園の整備によって発生する経済的価値は、利用価値、非利用価値に大別されます。淀川河川公園の費用便益比の算定に当たっては、「直接利用価値」を旅行費用法（トラベルコスト法）により、また、「間接利用価値」を効用関数法により算出し、公園の生み出す便益を代表させました。

また、費用便益比の対象期間は、基本計画に基づき、事業効果の早期発現の観点から残り20年で全面開園をすることとし、事業着手から58年間と設定しました。

価値分類		意味	機能	価値の種類		
利用 価値	直接利用 価値	直接的に公園 を利用すること によって生じる 価値	健康・レクリエー ーション空間の 提供	健康促進		
				心理的な潤いの提供		
				レクリエーションの場の提供		
				文化的活動の基礎		
				教育の場の提供		
	間接利用 価値		都市環境維持・ 改善	緑地の保存		
				動植物の生息・生育環境の保存		
				ヒートアイランド現象の緩和		
				二酸化炭素の吸収		
				森林の管理・保全、荒廃の防止		
	都市景観		都市景観	季節感を享受できる景観の提供		
				都市形態規制		
				災害応急対策施設の確保（貯水槽、トイレ等）		
				火災延焼防止・遅延		
				災害時の避難地確保		
	都市防災			災害時の救援活動の場の確保		
				復旧・復興の拠点の確保		
非利用 価値	オプショ ン価値	現在は利用しないが、将来の利用を担保することによって生じる価値				
	存在価値	公園が存在することを認識すること自体に喜びを見いだす価値				
遺贈価値	将来世代に残す（将来世代の利用を担保する）ことによって生じる価値					

（大規模公園費用対効果分析手法マニュアルより作成）

### 淀川河川公園での評価対象

#### ○大規模公園費用対効果分析手法マニュアル

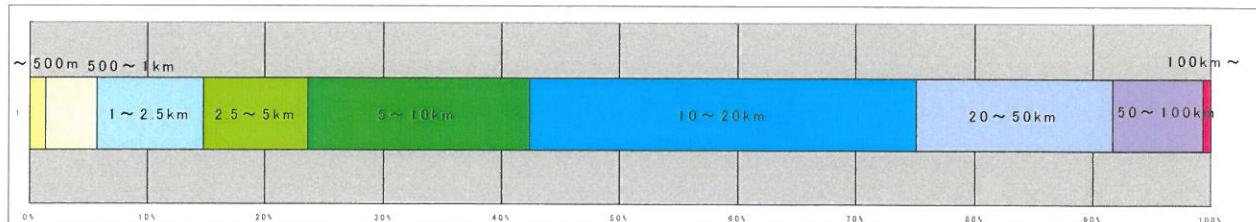
国土交通省都市・地域整備局公園緑地課の監修の下、学識経験者による検討を重ねて策定された、概ね10haを超える都市公園の費用対効果分析に関する手引き書。

利用価値のうち、直接利用価値については旅行費用法を、間接利用価値を効用関数法を用いることとしており、都市公園事業に係る費用対効果分析手法の一つとして、汎く活用されています。平成19年度に改訂第2版が刊行されました。

## (2) 直接利用価値の計測

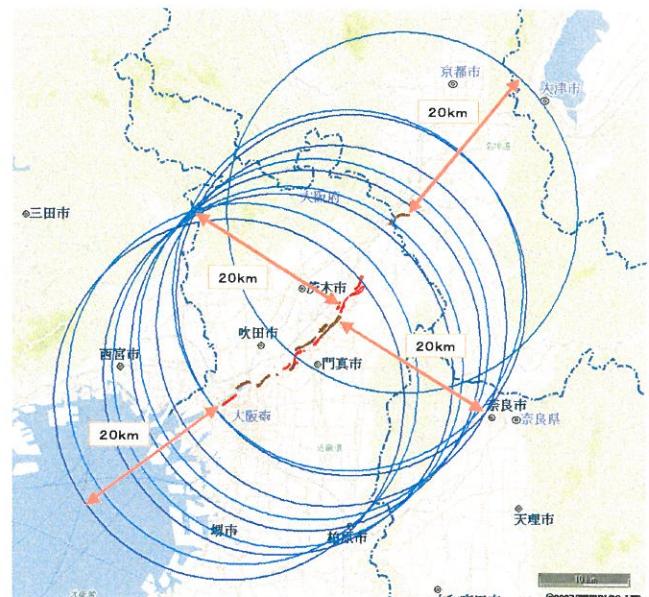
利用者アンケート調査から、直接利用価値の分析対象地域を設定しました。

## 公園利用者の公園に到達するまでの移動距離



(聞き取り記入式アンケート、回答数714、平成19年11月実施)

- ・来園者のピークは、「10~20km」であり、20km以内の利用者が公園利用者の約3/4を占めています。
  - ・公園利用の中心とみなせるポイントから、20kmの距離内で、ほとんどの来園者の居住地が含まれていたことから、20km圏を分析対象地域として設定しました。
  - ・公園の魅力値（多目的広場の整備状況等）をもとに利用者数を推定しました。
  - ・全国で行ったアンケート結果をもとに、距離別・世代別の旅行費用法を計算し、分析対象地域内の世代別人口をもとに直接利用価値を算出しました。



## 分析対象地域

滋賀県	大津市*
京都府	京都市*、宇治市、亀岡市*、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市*、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町*、和束町*、精華町
大阪府	大阪市、堺市*、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、箕面市、柏原市*、羽曳野市*、門真市、摂津市、高石市*、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町*
兵庫県	神戸市*、尼崎市、西宮市*、芦屋市*、伊丹市、宝塚市*、川西市*
奈良県	奈良市*、大和郡山市*、生駒市、平群町、三郷町*、斑鳩町*

※20km圏に区域の一部が含まれる自治体の人口・世帯数については、分析対象地域が占める面積割合を乗じて算出

### (3) 間接利用価値の算定（効用関数法）

公園の整備によって、「環境の維持、改善、景観の向上が図られること」「都市の防災に役立つこと」を説明した上で、それに対して被験者の世帯において、どの程度の金額を負担することまでなら賛成できるかについて全国のアンケート調査を行いました。

手法：モニターを用いた質問及び意見回収形式

実施期間：平成18年10月11日～平成18年10月14日

実施地域：日本全国の地域別居住人口比率に応じて全国から回収

回収数：2,142

地域毎のサンプル数

	回収数
北海道・東北圏	232
関東圏	530
中部圏	213
近畿圏	235
中国・四国・沖縄・九州圏	378
計	2,142

この結果をもとに1世帯あたりの支払い意志額を推定する関数を作成し、分析対象地域内の世帯数をもとに間接利用価値を算出しました。

### (4) 費用便益比の算定結果

(億円)

総便益 (B)	直接利用価値 (B1)	16,326
	間接利用価値 (B2)	3,522
	総便益 (B=B1+B2)	19,847
総費用 (C)	用地費 (C1)	85
	整備費 (C2)	430
	維持管理費 (C3)	578
	総費用 (C=C1+C2+C3)	1,093
費用便益比 (B/C)		18.16

※基準年を平成19年度として計算

※事業完了時期を平成41年度（残り20年）として計算

### 3. 事業の進捗状況

#### 1) 事業の執行額

平成19年度末までの投資額は213億円であり、執行率は、51.0%です。概成開園済みの29地区は機能拡充に必要な経費が計上されています。

事業進捗状況

	全体金額	平成19年度末までの執行額	執行率
事業費	418億円	213億円	51.0%
うち用地費	71億円	50億円	70.4%

#### 2) 事業の経緯

	河川事業関連事項	都市公園事業関連事項
昭和40年12月	河川敷地占用許可準則の制定	
昭和46年 3月	淀川水系工事実施基本計画の改訂	
昭和47年		淀川河川公園事業着手
昭和48年 7月		一部供用開始 (太間、八雲、外島地区)
昭和49年10月		追加供用 (太間、八雲、外島、木屋元町、出口、三島江、八雲野草地区)
昭和50年 7月		淀川河川公園基本計画策定
昭和51年 5月		都市公園法一部改正 (イ号の国営公園に位置づけ)
昭和51年 9月		都市計画緑地決定変更
昭和52年 3月		都市計画事業承認
昭和53年 7月		太間サービスセンター設置
昭和54年 5月		淀川河川公園基本計画の改訂
昭和62年 7月		守口サービスセンター設置
平成元年 4月		追加供用 (背割堤地区)
平成 6年10月	河川敷地占用許可準則の改定	
平成 9年 6月	河川法の改正	
平成 9年 7月		追加供用 (枚方地区)
平成12年10月		追加供用 (一津屋河畔、鳥飼下地区)
平成19年 8月	淀川水系河川整備方針の策定	
平成20年 8月		淀川河川公園基本計画の改定

### 3) 各地区の供用面積

左岸

地区名称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	供用面積率 (%)
海老江	17.3	13.2	76.2%
中津	7.5	-	-
長柄	11.4	3.3	29.0%
毛馬	10.7	6.2	57.7%
赤川	16.0	3.1	19.3%
城北	27.0	0.9	3.3%
大宮	9.4	-	-
太子橋	13.3	10.3	77.7%
外島	8.7	4.4	50.3%
八雲	23.2	9.0	38.9%
庭窪	7.8	0.8	10.3%
大日	16.2	3.7	22.8%
佐太西	10.9	8.0	73.3%
仁和寺	9.0	8.9	98.4%
点野	16.5	3.6	21.9%
太間	17.7	11.8	66.8%
木屋元	12.6	5.6	44.4%
出口	22.6	9.9	43.8%
伊加賀	16.3	6.7	41.2%
枚方	34.6	30.7	88.8%
磯島	18.1	-	-
牧野	95.5	-	-
樟葉	112.7	-	-
八幡	41.1	-	-
小計	576.2	140.1	24.3%

右岸

地区名称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	供用面積率 (%)
花川	4.4	-	-
新北野	12.3	-	-
十三	12.2	4.6	37.6%
西中島	28.9	6.7	23.2%
柴島	25.0	-	-
菅原	8.1	-	-
豊里	24.3	4.4	18.1%
大道	8.2	-	0.0%
一津屋	12.2	3.1	25.3%
鳥飼西	16.5	3.5	21.2%
鳥飼下	14.3	3.4	23.7%
鳥飼上	30.1	11.6	38.6%
柱本	29.0	-	-
三島江	18.3	6.3	34.5%
芥川	62.6	-	-
大塚	45.6	19.5	42.8%
前島	32.4	-	-
鵜殿	77.1	-	-
上牧	41.6	-	-
島本	14.6	3.9	26.6%
大山崎	60.9	7.5	12.3%
小計	578.6	74.5	12.9%

三川合流部・背割堤

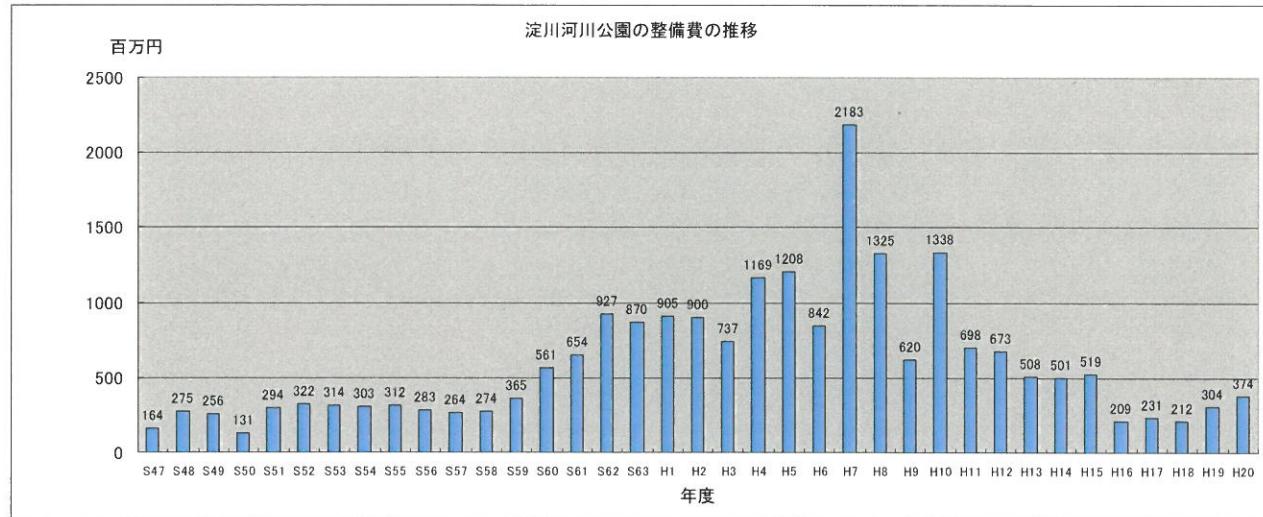
地区名称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	供用面積率 (%)
背割堤	39.0	11.1	28.5%
川北	22.5	-	-
小計	61.5	11.1	18.1%

全体

地区名称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	供用面積率 (%)
左岸	576.2	140.1	24.3%
右岸	578.6	74.5	12.9%
三川背割堤	61.5	11.1	18.1%
合計	1,216.2	225.7	18.6%

### III. 事業の進捗の見込

- 淀川河川公園は、昭和48年一部開園以来、多くの公園利用者に親しまれ、自然観察、スポーツ、行楽等の様々なニーズへの対応とともに、災害時における避難地としての指定等も受けており、その整備効果は高いです。
- 淀川水系河川整備計画に基づき、自然環境の保全と利用との調和を図るべく、平成16年度から有識者からなる委員会を開催し、平成20年4月にパブリックコメントを行うなど色々な意見を聴取の上、平成20年8月に基本計画の改定を行いました。
- 今後は、新しい基本計画に則って、淀川の河川・自然環境の特性や、地域のニーズを考慮しながら、淀川河川公園の整備を進捗させます。



【淀川河川敷における広域避難地等の指定状況】



## IV. コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

### 1. コスト縮減の可能性

#### 1) 親自然型の整備・維持管理による整備・維持管理コストの縮減

基本計画の改訂により、自然環境の保全と利用との調和を図るべく、公園の計画区域全体のゾーニングを再度行いました。

3つのゾーニングのうち、「自然環境保全・再生ゾーン」「水辺環境保全・再生ゾーン」は、人の利用よりも自然環境の保全・再生を優先することから、今後検討の上、草刈り範囲や頻度を工夫する等して管理の省力化を図ります。



#### 2) ロングライフ製品の使用によるライフサイクルコストの低減

各種公園施設の使用頻度・使用形態の確認を行い、必要な品質・耐久性についての見直しを適宜行い、ライフサイクルコストを検討の上、長寿命な製品を取り入れていくことで、公園施設の維持管理の観点からのコスト縮減を図ります。

##### (例) 緑化駐車場

既存アスファルト舗装駐車場：耐用年数15年

芝生駐車場 : 耐用年数30年

30年間で、約3,000円／m<sup>2</sup>のコスト縮減（駐車場数：21面、約66,000m<sup>2</sup>）



#### 3) 維持管理等への市民参画の推進

ボランティア等による清掃活動が実施されており、今後とも清掃活動や草地管理など維持管理への市民参画を推進します。



## 2. 代替案立案の可能性

淀川は、大阪を中心とする京阪神大都市圏を貫流し、河口より遡れば大阪、京都府境付近から一つは桂川となり、京都市街地の西側より嵐山方面に至り、一つは宇治川、瀬田川となって琵琶湖に至り、一つは木津川となって、遠く三重県の伊賀市、名張市にまで至ります。また、流域には、我国有数の幾多の史跡、名勝地をもっています。

こうしたことから、淀川河川公園は、従来、点的にしか扱われなかつた近畿圏における公園緑地を線的に結びつける役割を持つものであり、公園の位置する大阪府・京都府にとどまらず、広く他府県にまで利用圏をもっており、一の都府県を超えるような広域的レクリエーション需要に対応する都市公園として位置付けられるものです。

これから、新しい基本計画に基づいて、淀川の自然環境の保全・再生に取り組むとともに、淀川らしい利用として、水辺の憩いの場、淀川の水辺の連續した風景を楽しむ場、自然環境や歴史・文化を学ぶ場として取り組みを行っていくところであり、他の主体・他の手法による整備は考えられません。

また、高度成長期における京阪神大都市圏における急激な都市膨張の中で、淀川周辺の運動広場、子供の遊び場などの整備状況は、社会適用性にも関わらず他の地域と比較しても非常に少ない状況でした。

現時点においても、京阪神大都市圏における一人当たりの都市公園・緑地の面積は、不足している状況であり、堤内地に公園用地を確保することが難しい中では、河川敷を有効に利用することが必要です。

さらに、淀川の治水対策や河川環境の保全などの国としての各種施策と河川敷の有効利用、都市住民の憩いの場の提供の両立を図る上では、同じ国が実施することが最も有効かつ効率的です。

## V. 対応方針（原案）

### 〔事業継続〕

淀川河川公園の事業の必要性に関する指標として、事業を巡る社会経済情勢の変化、事業の投資効果、事業の進捗状況の3点について検討しましたが、事業の継続に支障を来す要因については見受けられませんでした。

淀川河川公園は、淀川の広大な河川敷を活かし、京都府・大阪府の2府にまたがる約1,216haについて、河川と一体となって、その自然環境の保全と調和して、広域の利用を推進するものであり、年間500万人以上が利用していることから、その利用のニーズは高いものと考えています。

また、今後は新たな基本計画に基づき、社会情勢の変化、利用者のニーズの変化に対応して、自然環境を保全しながら、自然環境学習や水辺利用を推進するほか、景観・歴史・文化資源を活用することとしていることから、引き続き、コストの縮減等を検討しつつ、本事業を推進していくことが適切と考えます。